平成２８年（フ）第５７号
宮崎県北諸県郡三股町大字長田6185番地
債務者　大益　和広
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第６２号
宮崎県都城市上東町26街区16号　上東ヤママン貸家１棟
債務者　亀澤三千代
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第８５号
静岡県富士市松岡258番地の７アドバンス202号
債務者　木村　知広
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１９８号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１グリーンタウン槇島７棟104号、申立時の住所京都府宇治市南陵町１丁目１番地の203
債務者　伊藤　　智
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５２９号
京都府京田辺市山手東１丁目18番地14
債務者　**𠮷**田　圭吾
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
宮崎県延岡市平原町３丁目1251番地イ
債務者　白石　せつ
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５５号
岩手県花巻市太田第37地割205番地
債務者　佐藤　弘幸
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８７号
秋田市山王中島町２番９号ライフコア山王２－４、前住所秋田市新屋比内町21番９号フェアステージノアＢ－201
債務者　佐々木美咲
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７号
山形県最上郡鮭川村大字中渡2091番地
債務者　堀米　あや
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第５１号
福島県二本松市茶園１丁目81番地２
債務者　國分美代子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２０号
福井県敦賀市莇生野84号１番地の３　萩野町
債務者　澤井　裕樹
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２３号
長野県伊那市高遠町西高遠251番地
債務者　小松　豊治
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４６号
福岡県直方市大字感田3601番地５　ノースウイング201号、前住所福岡県直方市湯野原２丁目３番７号
債務者　太郎浦由展
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４７号
福岡県直方市大字感田3601番地５　ノースウイング201号、前住所福岡県直方市湯野原２丁目３番７号
債務者　太郎浦順子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３３２号
千葉県松戸市金ケ作344番地　桜井コーポ303号
債務者　野中沙也加（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３３６号
千葉県野田市清水886番地の42　ポテトフィールドⅡ102
債務者　糠信　　孝
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４７号
千葉県松戸市大金平４丁目297番地の２　斉藤荘102号
債務者　諏訪　義之
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部